

茂原市まちづくり条例策定協議会 第10回会議 概要

開催日時	平成26年10月10日(金) 13時～
開催場所	茂原市役所5階502会議室
出席者	協議会委員18名(うち1名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事)
会議次第	1.開会 2.議題 (1)提言書項目の検討について ・第5章 協働 ・第7章 行政運営の基本原則 (2)その他 3.閉会
会議要旨	2.議題 (1)提言書項目の検討について
事務局(企画 政策課長) 関谷会長	<ul style="list-style-type: none">・13時現在の出席者は17名。定足数に達したため、会議は成立した。・ここからの進行は関谷会長にお願いする。・本日も、16時までを予定として、議論をお願いしたい。・あらかじめ配布された資料に基づいて、会議を進めてまいりたい。・前回ご議論いただいた「第5章 協働」について、文言をどうするかの確認をしたい。・その後、「第7章 行政運営の基本原則」について、前回も少し議論いただいたが、行政組織のあり方についての議論を進めてまいりたい。・まず、事前に送付された資料について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局(企画 政策課主査)	<ul style="list-style-type: none">・本日の資料は、事前にお送りした「委員名簿」、「会議次第」、「行政について」、「行政機構図」、「傍聴者からの感想」である。・「暫定稿その5」については、送付が漏れており、お詫び申し上げますとともに、本日お手元にお配りした。また、前回の議事録については、資料の送付が間に合わず、本日お配りした。・傍聴者の皆様には、これに加えて、前回の協議会において、傍聴者の方から「どういう方が委員として参加しているのかがわからない」というご意見をいただいたので、委員名簿及び席次表をお配りするとともに、提言書を抜粋した資料及び感想等記入用紙をお配りした。・委員名簿については、鈴木敏文委員の議会内での役職が変わられたため、改めて名簿を作成した。また、事務局での確認が漏れており、お詫び申し上げますが、千葉委員を「ボランティア連絡協議会副会長」と表記

しているところ、現在は「会長」をお務めいただいているとのことであるので、訂正させていただきたい。

- 初めに、「暫定稿その5」について。前回の協議会において、第5章の「協働」についてご議論をいただき、「協議」という要素を入れ込むべきというご意見をいただいた。協議会において、第1項の文中に「協議」を入れ込む形と、改めて「協議」という条項を設ける方法の2通りの考え方が出ていたため、①案、②案としてお示しした。本日は、両案を比較検討していただき、引き続きご議論いただければと思う。
- 続いて、「行政について」という資料について。本日から行政の章の本格的な議論に入るため、「執行機関とは何か」、「首長とその組織とはどういうことか」等について、関谷会長と相談し、資料を作成した。
- 「執行機関」は、自治体の長、いわゆる「首長」、市町村で言えば市町村長、都道府県で言えば都道府県知事になるが、長が選挙によって選ばれて執行機関の代表となる。議会についても、住民から選挙された議員が、議会を構成する。
- 長から議会へのやり取りとしては、予算・条例等の議案の提出や解散権、議会から長へのやり取りとしては、予算・条例等の議案の決議や不信任決議ということになる。
- 長のほかに、いわゆる「行政委員会」と呼ばれる、農業委員会や監査委員のような「長以外の執行機関」がある。長と行政委員会を含めて、「執行機関」と呼ぶ。
- 「長とその組織」がどのようになっているかという点、「長は地方公共団体を統括し、代表する」ということになっており、「事務を管理し、これを執行する」とされている。
- 副知事・副市町村長については、長を補佐する補助機関ということになる。
- このほか、「附属機関」として、調停、審査、審議又は調査等を行う機関がある。
- 執行機関である長の下には、副知事・副市町村長や会計管理者がおり、必要に応じて部・局・課・係のような形で組織をつくることできるとされている。
- 茂原市の行政機構図は、別のページに示したが、市長の下に副市長がおり、その下に総務部から始まる各部があり、その下には課、さらには係といったように、行政組織が置かれている。
- 次のページの図には、議会の下に農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、教育委員会が示されており、これらが「長以外の執行機関」ということになる。それぞれの下には、事務局が設置されている。
- 庁内での意思決定のプロセス（過程）の例については、第2章の「情報の共有」でも議論になったところであるが、行政内部での意思決定のプ

ロセスの一例をお示しました。

- まずは企画立案の段階として、情報の収集や地域の問題・課題を把握して、どのような施策を打っていくべきかという必要性の調査を行う。
- その次の段階として、行政評価のうち、いわゆる「事前評価」と呼ばれるものだが、事務事業を行うことが果たして効率的・効果的なのか、庁内の調整を図ったり、庁議・政策調整会議などの会議を設けて、事前に評価を行ったりしている。庁議は、市長・副市長・教育長・各部長から構成され、政策調整会議は、各部の主たる課の課長等をメンバーとする課長級の会議である。
- そのような行政評価を経て、予算要求から執行に至り、結果がどうだったかについての事後評価を行って、改善に繋げていくという、いわゆる「PDCA サイクル」（計画・実行・評価・改善）を良い形で回していくことが必要である。
- 本日、行政の章の議論を進めていただくにあたり、市長の役割や執行機関の役割、職員の役割が焦点になると考え、このような資料をお示しました。
- まず、第5章の「協働」について、最終的な確認をしておきたい。
- 「暫定稿その5」について、前回の議論を踏まえた上で、①案・②案を準備した。おおよその内容については、だいたいご了解いただいているところである。「協議をする」という点を盛り込む必要があるということで、前回も申し上げたが、いろいろな自治体を見ていると、協働がなかなかうまく進んでいかない状況があり、そこにはいろいろな原因がある。その大きな要因の一つが「協議」という部分であり、簡単に言ってしまうと、市民と行政の担当者の間でのやりとりが必ずしも十分になされていないという現状がある。
- 全く違う立場の者同士が、どう連携していくかというときに、それぞれの立場を理解し、何を考え、何を狙いとして、どのような取り組みをしようとしているのかを、相互にやり取りしないと、なかなか「協働」ということになっていかない。前回は、このことを加味して、修正を加えてはどうかということになっていた。
- ①案では、第1項に「協議」という要素を入れている。②案では、「協議を重ねる」ということを特出しするような形で、第2項として設けるという案になっている。どちらの形もあり得るが、最終的に、どのような形にすべきか、委員の皆様のご意見を伺いたい。
- 市民の会としては、②案に賛成である。第18条で最も大事な部分が、この新しい第2項ではないかと思う。
- 協働にあたってのポイントは、「対等な立場」ということと、「協議」ではないかと思う。
- それぞれずれる部分があり、そのためには、協議を重ねることが重要で

関谷会長

犬飼委員

あるし、協働の形にはさまざまある。お金が伴うものばかりでなく、もっと軽易なものもたくさんある。さまざまな場合を考えたときに、責任の所在や役割分担、目的など、しっかり押さえておく必要がある。そのような場合は、しっかりした協定が結ばれることが求められる。

- それらのことを想定すると、違う立場の者同士が、お互いに良いものを探りながらキャッチボールをし、お互いの目的を果たすような形にしていくための協議が、とても重要である。
- 役割を分担し、お互いがどのように責任を持っていくのかというところも、しっかり確認しておく必要がある。
- そのようなことを考えると、①案では弱いように思う。今までの経緯からすると、行政と市民を考えたときに、立場上はどちらかというところ行政が優位になってしまい、市民は「仕方なく…」となりやすいのではないか。そのような意味で、この規定は、私たち市民にとって大切な部分になると思う。

三浦委員

- 「互いの役割等を定めた協定」とあるが、具体例を挙げていただくと分かりやすいと思う。

犬飼委員

- 例えば、協働の中には、「委託」がある。また、お互いが 50:50 で協力し合う形もある。委託の場合には、市側の責任の範囲がかなり広がる。50:50 の場合や、市が支援する場合など、さまざまな場合があるが、市がどこまでバックアップするのか、市民がそこでどのような目的を持ち、具体的に何をしていくのかをはっきりさせておく必要がある。そのような意味での「協定の締結」である。

関谷会長

- この「協定の締結」ということが意味しているものは、例えば、公園の管理の場合、どういう役割を果たしていくのかを巡って、責任の所在を明確にしながら、どちらがどのようなことをするのか、パートナーの間で約束事をするということが、一つの典型的な例である。相手方は、市民団体であったり、事業者であったり、いろいろなことが想定される。
- 委託を「協働」に含めるかどうかという議論もあるところだが、「委託」は行政側で様式を決めて、その通りにやってくれということを相手方にお願ひし、その通りにやることを両方で合意して、アウトソーシング(外部委託) されるというものである。
- 最近では、「協働委託」という言葉も少しずつ使われるようになってきている。それは、行政が一方向的に様式などをあらかじめ決めてしまうのではなく、両者の協議の中で、何をどのように実施するのかを取り決めていき、両者でいわゆる「パートナーシップ協定」を締結するものである。

白土委員

- 「互いの役割等を定めた」とあるが、そこまで必要なのか。逐条解説のところでも、同じような表現で説明している。「必要に応じて協定を締結することができる」だけではいけないのか。

田中委員

- 協定の具体的なイメージについての説明があったが、「委託」は、基本

的に、書面を取り交わさざるを得ない。市が管理責任を持つものについて、誰かにその一部をお願いするものであり、そこに一定の費用負担が生じる。それも、ここでいう「協働」のイメージに含まれるのかが、少し疑問である。

- 例えば、子育て支援で、地域のグループが、放課後にどのあたりまで子どもの面倒をみるか、学童保育について、それぞれの地域が置かれている環境が異なるところで、行政、保育所等の社会福祉法人、地域の自治会などが、どこまでお互いに役割を分担するかを取り決めるというのが、ここで考えられているイメージなのではないかと思う。
- 施設管理や設備管理のような「委託」は、「協働」とは異なるのではないか。むしろ、当事者の要望に近いところで、何をどのようにしていくのかを取り決めることがイメージされたとしても、ここまで特出しして規定するほどのことなのか。①案ではダメだという理由がよくわからない。
- この条例そのものが、市民と市と議会が、協働・対等の立場で、まちづくりをしていくという前提でつくられており、前の方の章で何度もうたわれている。改めてここまで突っ込んで言わなくては、市民サイドとしては不安であるということになると、あちこちにこのようなことを入れ込まなくては、この条例が成り立たなくなってしまうのではないか。
- そのような意味では、①案で第1項に「協議」を入れて、②案の趣旨を逐条解説にうたったほうが、分かりやすいのではないかと思う。
- 「協働」には、いろいろな形がある。社会福祉協議会が指定管理者制度で委託を受けているが、かなり丁寧な協定があると思う。もっと輕易なものもたくさんあるが、せめてお互いの役割を確認しておく必要がある。
- やり方としては、場合に応じた申請をし、それに伴い、お互いの約束事を決めることができると思う。やり方で柔軟に対応できるのではないか。
- 「役割等」という言葉を使っているが、分かりやすい言葉であると思う。お互いの役割を確認することは、必要ではないか。「心配なのか」という話もあったが、市民としては、「あなたたちが勝手にやったのであるから、責任を取るべき」と言われてしまうと、耐えられない部分が、場合によっては出てきてしまうと思う。そのためには、仮に不測の事態が生じたとしても、ある一定の確認をしておくべき。
- 行政と市民団体では、どちらかというところ、市民団体の方が、現状ではまだまだ弱い。そのようなことを考えると、ここは大事な部分ではないかと思う。
- 私は、①案に賛成である。詳細を入れるのであれば、逐条解説に入れればいいと思うし、②案のように「互いの役割を定めた」と言われてしま

犬飼委員

森川委員

うと、市民活動で役割を定められても困ると思う。

- それを仕事としてやっているのであればいいが、市民の協働の力を借りる場合は、ボランティアもしくは寸志というやり方になる。それなのに、役割を定められるのは嫌だと思う。
 - 実際に、私がもし市と協働でやっていくことをいろいろ考えた際に、このような縛りがあるのであれば、やりたくないというのが正直なところ。むしろ、話し合いをして、柔軟にその場に応じた役割分担を、お互いに確認し、明確にするという解説を入れて進めた方が、この条例が動き出したときには、手掛けやすいと思う。
 - 「実際に自分が動くときはどうだろう」という具体的な発想を持って、条文をうたった方がいい。市はやってくれないという声大きいですが、市にお世話になっている身としては、市の財政状況や人員の状況を考えると、大きな声では言えない。
 - 「市民の声が取り入れられていない」というが、一グループの意見が取り入れられていたら、それは不平等な運営になる。市の職員の皆さんは、平等な立場で物事を考えていると認識している。
 - 私は、市民の自立がこれからの課題であると思う。そのためには、個人の自立と団体の自立が必要であり、それなりの趣旨を持って活動しているのであるから、団体を運営していくからには、責任を持ってやっている。「責任まで言われては困る」という意見は、私には理解できない。
 - 自分たちの団体の趣旨があり、その中での活動の責任はある。以前の条文で、すでに暫定的に確認しているが、市民には市民としての活動の責任がある。そこをしっかりとっていくということが、最も基本的な自治であると思う。
- 犬飼委員
- 私の説明の方法が悪かったのかもしれないが、②案のように強く出さなくても、①案の第1項で十分補充されればよいと思う。
 - 「対等で」という気持ちも分からなくはないが、一部の市民の意見が市のいろいろなところに反映されるというのは、どうなのか懸念される所。
- 森川委員
- 「市と協働の締結をしたから、その一団体が認められた」ということではないと思う。
 - これからは、さまざまな団体が個々にではなく、横につながっていくことが大事であるし、それも「協働」である。
 - 「行政と市民の協働」もあるし、「市民同士の協働」もあり得る。市と締結を結んだからといって、その団体のみが補助の対象になるということではない。
- 犬飼委員
- 人口がこれから減っていくが、私どもの自治会には「朝の出がけ」という踊りがある。地域で、伝統的に先輩方が踊ってきたものである。
 - 高齢化して、いま続いているのは、隣の集落のみである。伝承を知って
- 丸嶋委員

いる人が5人しかいない。このままでは、伝統芸能がなくなってしまう。言い換えれば、文化が廃れてくるということであり、なんとかしなくてはならないという声が出ている。

- 地域の伝統芸能を育てていくことを、住民や単独の自治会が行わなければならないが、その踊りを見たことがある人が方々に散っており、その人たちの知識を集めれば、再び良いものが組み立てられるかもしれないというところまで話が来ている。
- これは、一自治会の話であるが、少子高齢化によって、伝統芸能の衰退があちこちで起こっているのではないかと思う。
- それぞれの地域で、伝統芸能を守ろうということになったとき、横のつながりで運動を起こすということもあるのだろうが、例えば市の方で伝統芸能を振興するという施策を立て、それに対して幾分か助成する、手を貸すということになれば、それぞれが手を挙げて、地域同士の横の連携の中で、良いものができあがっていくことになるのではないか。そうになっていかななくてはならないとも思う。
- そのような場合に、この第18条を適用したとき、①案の第1項のレベルでいいのではないか。②案の「協定」などの細かな話は、地縁に根差した文化活動にはそぐわないと思う。社会福祉協議会やボランティアなどの観点からは、②案なのかもしれないが、我々の立場からは、①案で十分であると思う。
- ①案に賛成という方が比較的多いようであるが、他にご意見はないか。
- 今までずっと議論をしてきた中で、この条例そのものは、新しい時代に合った新しいルールづくりということで、基本的には包括条例で進めていくという話で来ている。そのような面からすると、あまり条項できつく決めていくということは、本来の趣旨から外れてしまうのではないかと思う。
- ①案で「協議」という新しい文言が入り、協力してまちづくりに取り組むと書いてあるのであるから、実体的な部分をどうしても書きたいのであれば、逐条解説に入れるなどすればよい。
- ②案では、第2項で改めて「対等」を使っているが、「対等」という言葉は非常に難しいという意味合いの中で、やはり条項からは外した方がいいのではないかと思う。前回、関谷会長からもそのような説明があり、皆さんも理解したという経緯がある。私は、①案に賛成である。
- ここで特出しした最大の理由は、過去のいろいろな問題の中で、公開して協議されていないということがあったからである。「協働によるまちづくり」の中で、最も重要なものは「協議」であるという意見が、市民の会で一致して、そうであるならば、「協議」というものを特出しした方が、より重要度が増すのではないかという意見が多かった。
- 「必要に応じて」とあるが、必要がなければ、協定を結ぶ必要はない。

関谷会長
中山委員

河野委員

敢えて特出しした理由は、例えば図書館の問題にしても、一方ではコスト削減という行政の問題と、市民側の利便性という対立軸があることが、よくわからないということがあったので、公開してしっかり議論してほしいという意味合いからである。

- 皆さんが①案でいいというご意見であれば、それでもいいが、市民の会としては、そのような思いで出したものであることを申し上げておきたい。
- 少し交通整理をして、皆さんのご意見を踏まえながら、折衷案として申し上げたいが、②案で「協定を締結する」ということを入れるのは、いろいろな「協働」がある中で、発展的な一つの形であると思う。
- 私の「協働」のイメージの中では、市民と行政の間で、ゼロはあり得ないし、100もあり得ない。行政と市民の立場が100%合致することはあり得ない。そのような意味で、「協働」とは、1から99までの非常に幅のあるものである。
- 対等な形でお互いの役割分担を定めて実施する方法もあれば、協定という形ではないが、慣習的にやっているものも含め、少しずつ模索しながら進めていくやり方など、いろいろあり得るところではないかと思う。
- 発展的な形を特出しした方がよいかどうかは、議論があるところ。皆さんのご意見を伺っていると、いろいろな協働がある中で、それはあくまでも協働の形の一つであり、特出しする必要はないのではないかというようにも受け取れる。そのような意味では、①案にしておいたほうが、協働の可能性を含めた上でとらえることができるという整理の仕方でもできるのではないかと思う。
- 例えば、①案にしておき、「連携、協力してまちづくりに取り組む」という部分の具体的な形として、「協定」から、もっとゆるやかな部分的連携までの例示を逐条解説に加え、条文の趣旨としては、幅広い中で運用していくものだということが確認できるような形にするのが、一つの方法ではないかと思う。
- ただし、①案の「協議及び連携、協力」の「協議」の部分は、少し弱いようにも思う。例えば、「役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組む」といったようなことにすれば、「協議」という部分の協調もできるし、私としては「役割分担」も「協議」の中に含めてとらえている。どういう役割分担なのか、どういう連携があり得るのかというのは、すべて「協議」の中で見出すことができる。あらかじめ市民が定めてしまうものでもないし、行政が定めてしまうものでもない。あくまでもやり取りの中で、どのような連携、協力ができるのかを模索していくのが、大事なプロセス（過程）である。
- そのプロセスという部分を強調する意味で、「十分な協議を経て」という文言に変更し、その上で例示的なものは逐条解説の方に加え、①案で

丸嶋委員

いくというのではいかがか。そうすると、皆さんのねらいが、だいたい盛り込まれるのではないかと思う。

- 関谷会長の話はだいたいわかったが、最初は十分な協議から入り、いろいろなグループが加わり、まちづくりのシステムが育つということは理解できる。その上で、②案の趣旨をとって、対等な立場で協議を重ね、必要に応じて協定を結ぶということだが、それは最終的な到達点であるのか。
- そうだとすると、少子高齢化社会の行き着く先は、みんな協定だらけになってしまわないかとも思う。

関谷会長

- 先ほど「発展形」と申し上げたことに少し語弊があるかもしれないが、協働の関係の構築の仕方がいくつもあり、その中の一つに「協定」という形で関係を結ぶやり方があるということである。
- 「協定」という形にしなくても、いろいろな協力、連携の仕方があり得るし、すでにやっているところもある。そのあたりを、逐条解説に例示的に加えると、この条文をどのような形で運用していけばいいのかが分かる。最終的にここに行き着くといったような、終わりを定めるという意味ではなく、あくまでもさまざまな手法があるということ、逐条解説に例示的に挙げる程度でいいのではないかと思う。「こういう方法からこういう方法に発展しなくてはいけない」という意味合いは、加えないという書き方がよろしいのではないかと思う。

丸嶋委員

- そのようなことであれば、良いと思う。

関谷会長

- それでは、今申し上げたような趣旨を含めて第 18 条を定めるということで、特にご異論がないようであれば、そのように暫定的にご了解いただいたということにしたい。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- 第 18 条については、①案を、今の議論を踏まえて逐条解説にも修正・加筆した上で、ご了解いただいたということとしたい。
- 続いて、第 7 章「行政運営の基本原則」に入ってまいりたい。
- 前回、「市長の役割と責務」について、少しご議論いただいたが、柱だけを確認しておく、「市長の役割と責務」、「執行機関の役割と責務」は「組織」についての項目である。この後に「災害対策」を入れるべきかどうかは、いろいろ議論のあるところだと思う。
- 「市長」、「組織」と来て、第 28 条では「職員の役割と責務」についてうたわれている。
- この次に、「市政の自浄」が入っているが、これも構成上は少し工夫した方がいいと思う。
- その後、第 30 条で「組織の整備」、第 31 条で「総合計画」、第 32 条で「財政運営」、第 33 条で「監査」、第 34 条が「行政評価」、第 35 条が「政策法務」、第 36 条が「行政手続」、第 37 条が広域的な連携の話になって

いる。

- この章は、項目が非常に多いということもあり、第7章全体の体系性、組み立てをどうすれば良いかも議論した方がよいと思う。そのあたりも念頭に置きながら、とりあえずは提言書の順番のとおりを確認していき、あとは議論の中で、組み立てや項目の追加等について、ご意見をいただきながら、少しずつ交通整理してまいりたい。
- 先ほど、冒頭で事務局から「行政について」という資料が示された。これは基本的な事項であるが、行政は「執行機関」であり、全体におけるその位置付けを改めてご確認いただいたところ。
- また、「長とその組織」ということで、これも基本的には法令上定められているものであるが、執行機関の組織構成はこのようになっている。
- 「庁内での意思決定プロセス」については、行政の方はよく熟知していると思うが、市民からすると、なかなかイメージしづらいところもある。どんな流れで、物事が決められ、動いているのかという、一連のプロセスを、概念的に整理したものである。
- その後に、実際の行政機構図が付けられている。
- 市長や組織、職員の位置付けは、これらを踏まえた上で、イメージしていただきたい。
- 資料の3ページにある「意思決定プロセス」を、どうとらえていくか。広い意味での政策というものが、どのように提起され、議論され、意思決定され、具体的に実行されていくのか。また、どう評価されるのかといった、一連の政策のあり方が、最も行政が関与している部分である。このあり方をどうするかというのは、大きな課題になるところである。
- それぞれの局面を念頭に置きながら、どういうルールがあることが望ましいのかという点について、ご議論をいただくことになる。
- その上で、前回、「市長の役割と責務」から議論を始めたところであるが、第25条をもう一度ご覧いただくと、第2項のところ、市長の役割として、いろいろな項目が列挙されている。あまり細かく列挙する必要はないのではないかというご意見が、委員の皆さんから出されていたところである。それも含めて、市長の役割と責務をどうとらえるか。本日は引き続き、そのあたりの議論から始めることとしたい。
- この文章の中には、教育委員会のことが一切入っていない。教育委員会会議で決めることが、たくさんある。図書館の問題など、教育委員会会議に諮って決まることがあるので、この中に、教育委員会の問題をきちんと入れておかないといけないのではないかと。そのあたりも踏まえて、議論した方がよいと思う。
- 今、教育委員会に対する首長の権限を大きくしようという動きもある。
- 教育委員会は、第26条の方に入る。
- 図書館の件は、市民も知らなかったし、各部署にわたって協議がされて

千葉委員

犬飼委員

千葉委員

犬飼委員

いないのかもしれないが、12月の議会にはかけられている。

- 図書館移転の協議は、ずっと何年も昔から行われていた。いろいろな問題があり、水害もあったので、急ぎよ決めてしまったのではないか。
- 行政委員会のことは、第26条に書いてある。第25条は、それとは違う視点での、市長の役割と責務ということになると思う。
- 第25条は、まさに執行機関の長の役割と責務であり、基礎となるものである。まちづくり条例は、三者の役割をきちんと確認していくという趣旨のものであり、そのような意味でとても大切な部分である。
- 第25条は、市民の会としても、非常に思いが強い。先ほど、中山委員から、包括条例であるから概観を書けばいいのではないかという発言があったが、単に概観だけに終始してしまうと、実効性のない、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思う。
- なぜここにこのような項目があるのか、しっかり確認をして、それが実効性のあるものであってほしい。
- 第25条第1項は、地方自治法にも示されている基本的な内容である。第2項については、議会と市長の関係が、もう少し進展してほしいという思いがある。議会は、とても大事な組織であると思う。議会と行政のやり取りの中で、どれくらい進展していくかが、これからの茂原市の進展のカギになっているのではないか。そう考えると、第1号から第7号までは、市民が「このような視点でやり取りがなされるのか」と見るための重要なポイントである。
- 前回、このような当たり前のことをここに載せる必要はないというご意見もあったが、この条例は、市民のための条例でもあるので、私たち市民が、「このような視点で、行政と議会を見守っていけばいいのか」と確認する重要な視点である。
- 議会で活発な審議をしてほしい、このような観点でしっかりやり取りをしてほしいというのが、私たち市民の願望である。
- 過去の失敗を出すなというニュアンス（意味合い）を感じたが、ほじくるという意味ではなく、失敗を繰り返さない、これからどうしていくのかという観点がとても重要である。それをしっかり把握して議論していけば、もう少し違った結果になっていくのではないか。茂原市が進展していくのに、このような観点で議論をしてほしいし、良い方向に進展していくような審議をお願いしたい。そういう意味の第2項である。先日、市民の会側でも集まって、意見交換をしたが、ここは市民の強い願いである。
- 第25条第3項について、効果的で効率的な質の高い市政運営を行っていくためには、職員の力、人が重要である。
- 採用や配置、育成などは、市長の権限でやらなくてはならないことである。それは、本当に大切な役割であるので、ぜひ確認していただきたい

ポイントである。

- 市長が替わっていくという話もあったが、市民の願いとして、このようなことがあるということである。
 - 「適正な定員管理」とあるが、この庁舎が建ってから 100 人減ったという話も聞いている。減らすばかりがベストではない。どう分業していくかが大事であり、そのためにどのような人員が必要かを、もっと検討していく必要がある。
 - 提言理由のところには、「専門職」という言葉が出てくる。これからの時代、児童虐待や青少年健全育成、高齢者など、さまざまな社会問題があり、専門性を問われるような場面が多くなる。専門職を採用となると、今の財政状況からは反するかもしれないが、うまい仕組みが考えられないものか。専門職の必要性についての検討も必要だと思う。
 - いま、「女性の登用」ということが盛んに言われるようになったが、そもそも女性がそういう場面に出ていかないという意見が、国でも出てきている。そうではなく、出られる環境をつくっていかなくてはいけない。女性の力には大きなものがあると思う。そのような力を活用していくには、環境の整備などが必要である。「女性職員を管理職に」というのは一つの例であるが、職員の育成には、そのようなことも含まれる。
 - 以上のことから、第 25 条の第 1 項、第 2 項、第 3 項は、ともに重要であり、この条例を実効性のあるものとするために、ぜひ検討いただきたいところである。
- 関谷会長
- 少し交通整理をすると、今の（犬飼委員の）説明の中には、「市長の役割と責務」という部分と、「行政組織の役割やなすべきこと」が、混在しているように思う。
 - おそらく、第 25 条は「市長」に限定した項目を入れるようにして、組織の部分は、提言書でいうところの第 26 条、第 28 条、第 30 条あたりになるのではないか。
 - 「市長に関すること」、「組織に関すること」、「職員に関すること」について、どこにどのようなことを盛り込むのかをご議論いただいた方がいいのではないかと思います。
- 田中委員
- ずっと聞いていると、市民の会の皆さんが、日ごろから市政運営に対してストレスがたまっており、このような文章が出てきたのだろうと改めて感じた。
 - 逆に言えば、市の行政組織がどのようになっているのか、どう動いているのかは、行政委員会と市長の補助機関とでは、まったく動き方が違う。そのような議論をするときに、きちんと交通整理をしてからでないと、今回のように混在してしまうと思う。
 - 「健全財政」とたびたび出てくるが、監査委員の役割について、歯牙にもかけていない。監査委員の権限は、かなり大きい。市長が決算につい

て、市の執行機関の代表として、行政委員会の分も含めて、議会に出してから、監査委員の監査、チェックを受けるが、「不適切」ということが一言でも入ってしまうと、議会としても大変なことになる。

- 監査委員が、特にお金の執行について問題ありと言っているのに、議会が決算書や事業報告を OK というわけにはいかなくなる。監査委員は、この包括条例の大きな担保権限を持つが、そのことについて、何も記載されないということになるのは、おかしいのではないか。
- (監査委員については) 第 33 条に記載されている。
- 行政の中には、市長が徹頭徹尾責任を取るものと、政治的な責任は取るが、それぞれの責任者は別にいるというものがあり、両者はかなり視界が異なる。そのあたりは、「市が教えてくれなかった」という議論ではなくなってしまうのではないかと思う。
- それは横に置いておくとして、いろいろな意味で、市長に期待されているということは、よく分かる。
- 前回も申し上げたが、結果として、好むと好まざるにかかわらず、いろいろな社会経済情勢の中で、赤字になったことは事実である。だが、議会も市長も、最初から健全財政などどうでもいいと考えていたわけではない。
- 国から、「公共投資をやらない市町村の交付税を減らす」、「借金をしてでもやれ」と言われたら、やらざるを得ない。他に執行しなくてはならない部分もあり、交付税を減らされては困るので、赤字公債を発行して、公共投資をやったが、国もそうだがせつかく消費税を導入したにもかかわらず、それらをすべてそこにつぎ込んでしまった。
- 消費税が 3%から 5%になったときもそうだったが、消費税を社会保障に全額つぎ込むと言っていたのに、まったく入っていない。そのような結果の中で、今の状況がある。
- そのようなことを考えると、条例の中で、「健全財政」をここまで書かなくてはならないものなのかと思う。市民の中にさえ、市の公共投資を期待していた部分があったわけであるから、市長に期待する気持ちはわかるが、ここまで書くのはどうなのか。
- 第 2 項については、「次に掲げる情報を適切に提供するとともに」という部分と、第 1 号から第 7 号までは、削除した方がいいのではないかと思う。本来、市議会と市長は緊張関係にあり、今のところ考え方が近い人たちが中心となっているので、物事が決まっていく。「決められない政治」と批判された時代もあったが、その政治家を選んだのは国民である。そのように考えると、市民が市政の中心にあるということを前提として考えれば、ここまで書かなくてもいいのではないかと思う。
- 「市議会議員を選挙で選び、その中から市長を選ぶ」というのであれば、このあたりの話も書かなくてはならないのだろうが、まったく別の選挙

で選んで、出ている結果について、市議会が市長の言うことを全て賛成しているように扱われるのは、おかしいのではないかと思います。

- 第3項については、関谷会長に交通整理をしていただいたので、書くのであれば、「市長は市政全般の最高責任者として、職員が市民に向けた行政をできるような環境を整えていかななくてはならない」くらいの文言でいいように思う。研修云々について書くことには、あまり賛成できない。

高信委員

- 前回、市長は最高責任者であり、選挙で選ばれた人であり、信頼や尊敬をしているので、第2項の第1号から第7号までは削除するというところで終わったと思っていた。

- 関谷会長が交通整理してくれたとおりに、私もここは削除でいいと思う。市長を最高責任者として信頼し、尊敬しているので、一任したいと思う。

鈴木(敏)委員

- 市民の会の委員の皆さんのお話を聞いていると、議会が今まで何もしてこなかった、だから、第2項の第1号から第7号までの項目をやらなくてはならないというように聞こえてしまった。

- この第1号から第7号までは、今でもやっていることである。例えば第3号の「他の自治体での類似する政策との比較検討」については、議会では、当局はすぐに「他市の状況を見ながら」という答弁をする。議会側としては、むしろ「茂原スタイルをつくってはどうか」「もっと茂原市の主体性を持ってやるべき」と言っている。

- 私たちも、提案された際に、どうして必要なのかという政策の背景を聞くし、提案に至るまでの経過も聞く。市民参加がどのようになっているか、総合計画との整合性、財源はどうするのか、将来にわたっての効果と費用は本当にこれでいいのかなど、議会はチェック機関であるから、これらのことは一生懸命やっている。それを、「やっていないからこのように書かなくてはならない」、「それが市民の気持ちである」と言われてしまうと、今までの議会は何だったのかとなってしまう。

- 昨日まで、決算審査特別委員会を開催していた。12名の委員が、平成25年度の決算について、「これはおかしいのではないか」、「この結果を、来年の予算に反映してほしい」と議論した。いつもは11月に決算審査特別委員会を開催していたが、それを10月に持ってきたのは、11月だと来年度の予算がほぼ決まっているからであり、決算審査特別委員会の結果を踏まえて、新年度の予算に反映するという理由からである。

- そのように、議会もどんどん変わってきている。皆さんにご心配いただいているが、議員24名がそれぞれ力の限り頑張っている。そのあたり、誤解があるといけないので、よろしくお願ひしたい。

犬飼委員

- それは大変失礼しました。

- 私たちは、議員が何もしていないという意味で言ったのではない。これ

からは、情報公開で、もっと早期に、議会の状況が私たち市民に提供されることになると思うが、このような視点があると、「市からの提案に対して、議員からこのような意見が出た」という経緯が、分かりやすくなると思う。情報公開を前提にしたときに、このような項目が必要なのではないか。

- 田中委員から、市民の会はだいぶストレスを溜めているようだというお話があったが、決してそのようなことはない。さまざまなメンバーがいて、若い人たちもおり、茂原をもっと活気のあるまちにしたい、元気になるようにしたい、住みやすいまちにしたいという思いを持っている。
- 私たちも、何も知らない状態からスタートし、そこが起点である。過去の事例なども多少勉強したが、それを繰り返さないことが大事であり、そういう視点は失ってはいけないと思う。
- これから良くしていくために、具体的にどうしたらいいのかと考え、お互いの役割をしっかりと確認する必要があると考えた。
- 細かく見ていくと、「市長の役割と責務」は、もっとたくさんある。例えば、職員の項目のところで、再び「市長は～」ということが出てくることもあると思う。いろいろなところで、市長は細かく関わってくる。ここでは、基本中の基本として、このようなところを確認していただきたいということである。
- 職員研修まで書く必要はないのではないかとのご意見もあったが、地域コミュニティの組織をつくっていくことを考えたときには、市の職員の方々の力添えが、その成否に関わってくる。そういう意味では、職員の方たちもとても大変であり、研修の機会は必要であるし、市が自立していく上では、重要な部分ではないかと思う。
- 第25条第1項は、市長の市民に対すること、第2項は議会に対すること、第3項は職員に対することである。包括条例ということで、いろいろな考えもあるが、関谷会長からは、以前できるだけ具体的な方が良いというアドバイスをいただいたところ。包括条例なので、あまり具体的過ぎないほうが良いというご意見も出ている。
- この第2項は、市民目線であり、市長はどういうことをやるのかということである。これから、いろいろな人たちが議会の傍聴をすると思うが、そういう人たちによるチェック項目として、この7項目は最低限必要ではないかと考え、第1号から第7号までを載せている。そのような意味では、削除ではなく、むしろ入れた方が、市民目線で良いのではないかと思う。
- 第25条第2項の第1号から第7号までについては、市長が議会に対して行うとのことであるが、議会の章にこれらを入れてもいいのではないかと思う。
- 第25条の第1項は市長が市民に対して、第2項は市長が議会に対して、

河野委員

白土委員

第3項は市長が職員に対してという項目に分かれているということは理解したが、あまりにも「市長は～」が続き、市長を締め付けているような印象を受ける。

中山委員

- 私も何も知らなかったのですが、このようなことを点検しなくてはならないのだということは改めて思ったが、あまりにも締め付けているような印象である。
- 市民の会の皆さんが、議会に対して、ご不満をお持ちのように聞こえたが、まちづくり条例の中に議会の項目が6項目入っていて、本来はもっと早く検討すべきであったところである。
- たまたま、議会側で決まっておらず、最後に回していただきたいとお願いしているが、皆さんもご承知のとおり、市と議会が緊張関係の中にあるということについては、議会基本条例案の中にもうたわれている。具体的には、新しい政策などについては、どういことを議会がチェックするのか、この7つではなく、6つの項目を入れている。今は資料がないので、どの項目が抜けているのかわからないが、6項目は（議会基本条例案に）入っている。
- 本来、議会の章を先に検討していれば良かったのだが、まちづくり条例は市の関係、市民の関係、議会の関係を通して新しいまちづくりのルールをつくっていくものであり、このまちづくり条例を基本にして、議会の方も、それを踏まえて条例をつくっていくという考え方もある。
- 一方、議会基本条例が先にできて、後でまちづくり条例ができる自治体もある。そのあたりで若干違うところもあるが、例えば、まちづくり条例を、上位条例とは言わないものの、これを基本にして、議会のことは議会基本条例に委ねるというとらえ方ができるのであれば、この7つは議会基本条例案に含まれているものである。成案になっておらず、お示しできないが、もう少し市も信用していただきたいし、議会の方も良い形で見ただけであればありがたい。

林委員

- 私は、たまたまこの協議会の中で、農業委員という立場で出席させていただいているが、農業委員は、農業者の推薦を受けて、投票を経て、選ばれて出てきている。全部で27名いるが、そのうち20名は公選である。農家の立場から申し上げると、まちづくり条例の考え方が、都市部と農村部ですべて合致するのか疑問に感じる。農村部では、これまで共同体としてやってきており、ある程度は必要かもしれないが、あまり項目が多過ぎると、非常にやりづらい部分があると思う。
- 先ほど話が出ていたように、農村部も高齢化しており、若い人たちが去り、農業者が育たない。私どもは、もう少しゆるやかに、手を広げて担い手を待っているのであるが、農政に関わる部分であるので、非常に難しいものがある。皆さんの思いのとおりに進めると、厳しいのではないかと思う。

麻生副会長

- 今、国の行政改革の中で、農業委員会も農協も、風前の灯になっている。来年からどうなるかわからないが、農村が荒れると水利の問題もあり、洪水にもつながり、まちづくりにならない。私どもも歳をとり、後継者がいないので、非常に危惧している。
- まち全体の人口を見れば、農村部と都市部が2：8くらいの比率になってしまうのかもしれないが、まちづくり全体をみれば、条例は確かに必要だと思う。もう少し幅広く受け止める条例になれば、ありがたい。
- 私も、前回この場で、細かなことは要らないのではないかと申し上げたが、先ほどから伺っていると、この7項目があると、傍聴したときに非常に分かりやすいというような話で、確かにその通りだと思う。ただ、それは、あくまでも傍聴する側の立場であり、執行する市長や議会は、当然分かってやっている。ここに入れる必要はないのではないか。傍聴する際は、このような点に着眼してはどうかとしたり、別のところに入れたりすればいいのではないかと思う。

関谷会長

- このあたりは、いろいろな考え方があるところだと思う。
- 一つには、条例の中の条文の重複ということがある。そのあたりは、交通整理しなくてはならない。「市長」、「組織」、「職員」それぞれに何を盛り込むのかということをもう少し整理しないと、重複してしまう部分がある。
- 市長の役割は非常に大事であるので、そこにいろいろなことを盛り込みたいという狙いは、一方では非常によく分かる。このことをめぐって、今までにいろいろな議論があるが、このように限定列挙をしてしまうと、それ以外は該当しないのかという議論にもなりかねない。
- また、先ほどから皆さんがおっしゃっているように、市長のところに何でもかんでも盛り込み過ぎると、市長を拘束し過ぎてしまうのではないかということもある。行政における市長の力は、確かに絶大であるが、市長だけで動いているわけではない。そのような意味では、「市長」や「組織」、「職員」など、全体をどう見るかということ踏まえた上で、これらのことを考える必要もある。
- 皆さんのお話を聞きながら、どうしたらいいかと考えていたが、私個人の意見を申し上げさせていただくと、基本的な事項でいくつか抜けているものがあると思う。
- 例えば、「市長は市民の目線に立ち」とあるが、もっと明確に書かなくてはならないのは、「市民の代表である」ということ。当たり前と言ってしまうと、当たり前であるが、これを示しておかないと、そもそも市長の位置付けがあいまいになってしまう。
- また、いろいろな自治体の自治基本条例等で、市長の項目にどのようなことが盛り込まれているのか、おおよその共通項で申し上げると、一つは「市長は、適切な行政の意思決定とその執行を行う」ということであ

る。それから、「意思決定や執行にあたって、さまざまな組織や環境を整備する」ということ。もう一つは、「市政のプロセス（過程）と意思決定・執行の内容を、しっかり市民に公表していく」ということである。これらの基本事項を踏まえた上で、どのように第 25 条を描くかが問われるところ。基本事項をしっかり盛り込んでおかないと、そもそも市長の位置付けがあいまいになってしまう。

- 第 2 項の第 1 号から第 7 号までについて、第 2 項に「市長は議会に対して」とあるが、これは議院内閣制の表現の仕方である。国は議院内閣制であり、議会から首相が選ばれており、首相以下政府は、議会に対して責任を負い、議会に対して説明をする。一方、自治体は二元代表制であり、それぞれが市民から選ばれている。市長以下行政は、市民に対して情報を提供するというのが大原則である。
- もちろん、議会も市民の代表であるから、議会に対しても情報提供から説明までを行うということは、そこに連動して出てくる場所である。ここを「議会」と書いてしまうと、そのあたりの原則が、少しずつれてくるのではないかと思う。ここは、議会に限定せずに、協議会の議論の冒頭で「情報の共有」ということがあったが、そのような情報共有のあり方を、市長としてしっかり統括するというのを入れ込んでおくということで、十分なのではないかと思う。
- 財政のことや総合計画のことは、第 7 章全体で描けばよい。第 25 条に、全部を列挙して盛り込む必然性はない。第 7 章全体で、行政全体のあり方をしっかりと律することができればいいと思う。これらの項目が第 7 章に散りばめられ、議会の項目の中にも入ってくるということであるから、この第 25 条だけで自己完結させるというよりも、第 7 章全体で考えていった方がいいのではないかというのが、私の意見である。
- 第 2 項の第 1 号から第 7 号までを、削除すると言うと、これらを盛り込まないと受け止められかねないが、これらは第 7 章のそれぞれの要所要所に含まれているので、そこで一つ一つ丁寧に描いていく。逆に、これらを全て市長のところを集約してしまうと、健全さが損なわれてしまうという懸念もある。あくまでも、「市長」、「組織」、「職員」という全体のバランスの中で、ここで言わんとしていることを表していった方がいいのではないかと思う。
- 関谷会長に整理していただいたが、第 2 項をここに入れた趣旨としては、これまでに議会の本会議や委員会の議論を傍聴してきて、先ほど鈴木委員からも話があったように、執行部側から提出されて議論している部分もあるし、議員側から執行部側に提出を求めている部分もある中で、それらが欠落しているときに、非常に多いという印象があったからである。
- 特に、今議会で、福祉関係の法制改正があったが、その法改正の条文の

北田委員

中に、欠陥がたくさんあるのに、国から示された標準条例どおり、茂原市はやってしまった。これは、施行段階で新たな問題が発生すると思う。それを審議した議員や、議案を提出した執行部は、どう考えるのか。そのような欠陥があることを承知の上でやって、それをどう処理しているのか、今回の議論の中で全く見えなかった。

- そのようなことを考えると、このあたりをもう少しきちんと位置付けて、議論する題材にしてもらいたいというのが、私たちの考えである。
- 確かに、関谷会長のおっしゃるように、市長は住民に対して責任を持っているわけであり、議会は二元代表制で住民からの負託を受けているのであるが、この情報自体も、本来は議会だけでなく、政策をつくる過程で、住民に情報公開されるべきである。
- 表現の仕方がふさわしくなかったかもしれないが、新しい政策や事業を実行しようとするときなどは、住民に対して、このような観点をきちんと説明した上で、条例提案などをしてもらいたいと思う。
- 先ほどの議論の中で、中山委員から議会基本条例の検討をしているという話があったが、そこも問題があると思う。議会では、議会の行動規範については、議員発議で条例化する。執行部が提案することはできない。
- 住民の代表者である議員が、議会でそのようなものをつくろうとしているという議論の内容が、住民に示されていない。身内だけで議論されている。そういう議論がなされているから、先ほど出てきたような問題が発生するのではないか。
- 整理の仕方については、市民の会でも、法規に熟練した人が少なく、重複している部分が多くあるので、修正して構わないが、市民の会としては、多くの人たちがこのような想いを持って条文をつくってきたということは、ご理解をいただきたい。
- 議会の関係について申し上げるが、市民の皆さんに届いていない部分がある、確かにあると思う。
- 例えば、市で新しい施策をやる場合は、一定の素案を持って、それをパブリックコメント等で市民の皆さんにお知らせし、チェックしていただき、さらにそれを良くしていくという対応をしている。
- 議会内部だけで決めてしまい、市民には分からないというご意見があったが、新しいものをつくる時には、市と同じような形で、素案ができた段階で、パブリックコメントを実施することも考えている。今までは、そのような部分があまりなかったということはあるかもしれないが、時代は変わってきており、皆さんが思っているのと同じように、議会も徐々に変わりつつあるので、一定の理解をしていただきたい。議会が、3年前と同じ状態にいるというとならぬと思う。議会の章についてご議論いただければ良かったのだが、なかなかその機会に至っていない。

中山委員

関谷会長

- 議会基本条例については、いずれにしても、パブリックコメント等を設けた中で、皆さんに一定の評価をしていただくことを考えている。
- いろいろなご意見が出ている中で、一つには、いろいろ盛り込み過ぎないほうが良いというご意見が、かなり多くの委員から出されている。
- 北田委員がおっしゃったように、行政のプロセスにしても、議会のプロセスにしても、「もう少しきちんと議論してもらいたいのに、それが全然なされていない」ということがあったのでは困るので、そこを何とか改善できるようなねらいで、このような項目を盛り込んでいるというご指摘は、正しいと思う。そのあたりを、この条例全体でカバーしていければ、非常に健全な状態になると思う。
- 話は戻るが、第 25 条の「市長の役割と責務」の中に、これらを全部盛り込むというよりも、いま申し上げたような趣旨を念頭に置きながら、それぞれの項目については、第 7 章のしかるべきところにしっかり規定していき、第 7 章全体を解釈運用していく中で、先ほど北田委員がおっしゃったようなことが担保されていくという構成の方が、全体のバランスからしても、運用していく中の健全さを保つという点からしても、ふさわしいのではないかと思う。

田中委員

- 日本は、市長でも議員でも知事でもそうであるが、反対票を投じたはずなのに、支持率 80%という数字が出てくるような、摩訶不思議な国である。
- 市民が本当に市政運営の主人公であるならば、議員に対して、「先日の議会でこのようなことを質問していたが、それはどういうことなのか」という質問が、なぜ出てこないのか。そのあたりが、今一つよくわからない。
- 第 25 条については、基本的に、関谷会長が仕分けしてくれたように理解すれば、かなり整理できて、分かりやすいのではないかと思う。
- あまりにもいろいろなことを 1 つの条文でやろうとしているが、第 7 章全体は「行政運営の基本原則」である。その割に、市長に要求するものがこの中だけで、その後は、市の職員の研修などの内容になってしまう。「市長の責務」について、関谷会長がおっしゃったように、「市長は選挙で選ばれた市民の代表である」ということを基本線に、「行政運営の最高責任者として、市政を運営していく」、「他の執行機関も、指揮監督していく」という位置づけを明確にして、市議会との関係でこのようなことを入れなくてはならないのであれば、入れていけばよいと思う。
- 市議会議員が質問するときにも、新規事業だからといって、(1)から(7)までをいちいち議場で聞いているわけではない。議員も、議案書が配られれば、市民から見れば議場で説明を受けているように見えるが、質問するにも、自ら勉強しなくてはならない。議案を提出した担当課の課長を呼んで、なぜこのような話があるのか、具体的に何を狙っているかな

ど、突っ込んで質問している。そのときにも、この7つの項目を全て聞くのではなく、この中で最も対外的に影響の大きいと思われるようなものを聞いていると思う。

- 言われていることも分かるが、議員がこのあたりをどう考えていくのか。結果として、このような内容が議会基本条例の中に入らなかったら、議員に票を投じなければよい。それは、それぞれの政治責任において、代償を払ってもらえない。
- 市民も、代議制として、市長や市議会議員を選んでいる。市長は、行政の最高責任者として、議会は、それをチェックする機関への市民からの代表選手として、個別には「あの人に投票したわけではない」ということになるのかもしれないが、結果としてみれば、市民全体の中からそのように選出している。
- 自分たちが選んだ市長や議員を大事にしなければ、「市民の目線に立った行政」などあり得ない。今までいろいろな問題があることは分かるし、あったことも事実だと思うが、何から何まで、それぞれのところに枠をはめていってしまうと、それで本当に良い行政になるのか。議会と執行機関の良い関係ができるのだろうか。むしろ、逆ではないか。お互いに、言われぬことは黙っているが、やることはやるというような状況が出てきてしまうと、この条例をつくった意義がなくなってしまうのではないかと思う。
- 小休止をはさみたいと思うが、もう一度整理をしておく、一つの考え方として、第25条にいろいろなことを盛り込み過ぎない方がいいのではないかというご意見が大半であり、そのあたりを踏まえた上で、一案としては、第25条は市長の位置付けという基本事項を明確にしておくことが考えられる。
- これは、先ほど私が申し上げたように、第25条第1項に「市長は市民の代表として、住みよいまちの実現のため～」ということを入れていけばよいと思う。「協働の推進」や「健全な財政運営」などについては、他に項目があるので、そちらに委ね、第1項を整えてはどうか。
- 第2項については、情報の適切な提供、その下で市政運営を行っていくということであるが、基本事項としては、先ほども申し上げたように、「適切な行政の意思決定と執行を司っていく」ということである。それにあたって、市長としては、行政組織をはじめ、さまざまな組織、補佐機関を統括していく、そして、さまざまな行政のプロセス（過程）、意思決定の内容について、その都度公開していくというのが、情報公開のあたりと連動してくる部分であるが、そのような情報公開・共有のあり方を、市長としてしっかり律していくということが基本的な事項である。
- それらが第25条にある程度盛り込まれ、それ以外の個別事項について

関谷会長

は、第7章の他の項目の中で、それぞれしっかり詰めていくという形にしてはどうかと思う。

三浦委員

- たたき台がないと、はっきりしない部分もあると思うので、いま申し上げたような形で、第25条の修正案をとりあえずつくり、次回提示するので、修正意見等をいただきながら、議論してまいりたい。

関谷会長

- 今回の関谷会長の話について、第25条第3項の職員のことについても含めて考えていくということによろしいか。
- 第25条第3項についても、市長の項目に入れるべきかどうか。他の条例をみると、どちらかというと、職員のところに入れるほうが多い。これも職員の項目に委ねた方がいいのではないかと思うので、そのような形で、次回までにたたき台を作成したい。
- それぞれの項目については、どこに委ねた方がいいのかという交通整理も含めて、次回までに準備させていただきたい。
- 本日の段階では、第25条についての議論はここまでとさせていただき、休憩をはさんだ後、第26条の組織の項目に移ってまいりたい。
- 第27条の「災害対策」と、第29条の「市政の自浄」については、個別項目であるので、いったん保留とさせていただき、改めてどこに位置付けるかを議論したい。とりあえず、「市長」「組織」「職員」に焦点を当ててまいりたい。第26条と、第30条も組織のことに関わるので、なぜこのように分けたのかという説明も後ほどお願いしたいが、組織の問題として第26条と第30条、職員の問題として第28条が該当するので、休憩後はこれらについて、再び議論を進めたい。

(小休止)

関谷会長

- 先ほどまで、「市長の役割と責務」について議論してきたが、続いて、「執行機関等の役割と責務」に関する第26条を議論してまいりたい。第30条は、それ以降の「総合計画」以下、どちらかというと政策論として位置付けるべきなのか、組織の問題としてとらえたほうがいいのか、市民の会の皆さんからもご意見を伺いたいので、そのあたりも含めて、第26条の説明をお願いしたい。

犬飼委員

(条文朗読)

三浦委員

- 市としての対案を説明させていただくと、茂原市の場合、水道、電気、ガス等の公営企業がない。また、細かな話になるが、表題に「役割・責務」とあるが、全体を見ると、他の条文では「役割と責務」になっているので、ここは修正した方がいいと思う。
- また、条文中に「市長と相互に連携し」とあるように、本条で規定しているのは「市長以外の執行機関」である。
- 以上のようなことから、項目名そのものを「市長以外の執行機関の役割と責務」とした方がいいのではないかというのが、私どもの案である。

関谷会長

- 市の見解としては、「市長以外の執行機関の役割と責務」という表題に

- したいとのことだが、内容についてはこのままで良いか。
- 三浦委員
- もう一点、第 26 条の前段で、「市の執行機関及び公営企業管理者」となっているが、いま申し上げたように、「市長以外の執行機関」と修正してはどうかというのが、私どもの対案である。
- 千葉委員
- 市長のことについては、とても細かく規定しているのに、市長以外の執行機関については、甘いのではないか。これでは、図書館の問題の二の舞になってしまう。監査の項目は別にあるようだが、私は教育委員会に対して、きちんと規定すべきだと思う。教育委員会は独立した機関であり、あまり介入することも良くないのかもしれないが、甘い規定ではダメなのではないかと思う。
- 関谷会長
- それぞれに与えられている権限があり、それを侵すことは難しい。ただ、運用上、ある程度市長がリーダーシップを発揮し、市長部局以外のチェックが甘くなってしまうことを改善するために、例えば、市長や行政組織のことをある程度描いておき、「市長部局以外については、それらの規定を準用する」という表現はあり得る。そのような項目を追加した方が良いかどうかも含めて、ご意見をいただければと思う。
- 林委員
- 皆さんもご承知かと思うが、農業委員会は、ほぼ 100%、国の法律や県の条例で動いている。市の条例は、ほとんどない。個々の農業者が土地、田畑の権利を主張するので、その異動などについて、条件を加味しながら許可し、県や国に上げていくという形である。
 - 農業委員 27 名のうち、20 名は公選で選ばれており、残り 7 名は議会の推薦の委員、土地改良、両総用水や JA などの農業者団体の代表など、100%が農業関係である。議員も農地を持っている人たちである。
 - 農業委員会は、国の法律、県の条例に基づいて動いているので、先ほどチェックという話があったが、それを当てはめられると、身動きが取れなくなる。
 - 今でも、いろいろな面で苦慮しており、今後は行政改革で廃止するという事になっている。来年の通常国会を通るかどうかわからないが、現政権は強気である。農協に関しては、少しトーンが弱くなっているが、農業委員会については、ほぼ通ってしまうのではないかと思う。委員が半減されると聞いており、27 名が 12~3 名になってしまうかもしれない。市長が農業委員を選定し、議会には諮られるであろうが、市長の権限という形になっている。
 - 市長は、任期があって替わってしまう。それで、農政の大元となる、監視役の農業委員が替わってしまうというのは、摩訶不思議な法律になろうとしている。農業を全て開放せよという目線で来ているので、それが通るとなれば、地元農業委員としては苦勞している。
 - 先ほど申し上げたように、独立機関であるので、職員を会長が任命することができる。農政畑で活躍してくれた人を選んで、職員 7 名が頑張っ

てくれている。窓口業務も厳しい面があると聞いている。

森川委員

- 農家の立場としては、これから先行きがどうなるかわからないが、市の条例にはなじまないのではないかと思う。
- 第 26 条の条文で、市からは公営企業管理者は不要という意見があったが、次の「この条例の趣旨を尊重し」という部分も要らないのではないかと思う。この条例が決まれば、尊重していかなくてはならない。
- その次の「権限に属する事務事業を自らの責任の下」という部分も、この場所には要らないのではないかと思う。
- その後の部分は必要だと思うが、「市民本位の市政の推進」というところは、農業委員会や教育委員会などの各委員会の話を聞くと、違う表現の方がいいのではないかという印象を受けた。

田中委員

- 私は、この条文の趣旨は、市長や市議会を含めて、まちづくりを一生懸命やっているときに、他の執行機関が横やりを入れて、独自の権限を独自に行使されては良くないのではないかということで、この条文があるという印象を受けた。
- 入れ方は、もう少し工夫した方がいいと思う。「市長以外の執行機関は、その権限に属する事務事業を執行するにあたり、この条例の趣旨を尊重し、適宜市長と連携しつつ、市民本位の市政の推進を担うものとする」という言い方ではどうかと思う。
- というのも、監査委員が執行機関と連携し、不都合なことを見逃してしまうと、非常に困るからである。何のための監査委員か分からなくなる。ただ、監査委員も、市民のための執行機関であり、市長部局と時には連携しながらやっていく場面もあり得るので、独立機関によって使い分けるという意味で、「適宜」という表現を入れてはどうかと思う。
- 農業委員会も、いろいろな業務については、国の法律等でがんじがらめの中ではあるが、農政の分野について、市議会や市に一定の意見や見解を述べることができるので、そのあたりの権限を含めて考えると、「適宜」という表現を入れて、ある程度まちづくり条例の中で取り扱い、まったく関係ない部局というように仕分けられない方がいいのではないかと思う。

林委員

- 農業委員会が市長や議会に意見や具申できるのかというお話だが、年に 1 回、市長に建議書を渡している。予算も関係するので、できるできないは別であるが、毎年提言している。
- 内容は農政関係であり、国絡みのものもある。最近は、市の段階で解決できるものもあるが、ほとんどは農政課で困っていることであり、それは農業者が困っているということでもあるので、市長に提言している。
- 今度は、農業委員が市長の任命制になるので、そうなった場合は、提言どころか、私ども農業者の手からは離れていってしまうのではないかという危惧もある。

千葉委員

- まちづくり条例に文言を入れても結構であるが、いま申し上げたように、年1回の建議をしているところである。
- 市長以外の執行機関も条例の趣旨を尊重するという点については良いと思うが、第2項などに、特に市民生活に直結する部局については、関谷会長がおっしゃったように、この条例を準用するなどの項目を入れた方がいいと思う。

関谷会長

- 少し整理すると、第26条で言わんとしているのは、まず、市長部局に属する市長以外の執行機関のことである。それ以外に、市長部局以外の各種委員会等の機関があるので、そこを分けて考える必要がある。
- 市長部局に属する執行機関について、どうあるべきかを描き、市長部局以外の機関にも準用できるものがあれば、それを準用するという描き方ができる。そのような描き方をするのであれば、両者に共通する項目をうたうことになる。まずは、そのような整理をした方がいいと思う。
- では、何を盛り込むのかといったときに、この第26条に掲げてあることでいいのか。先ほど森川委員から発言があったように、「条例の趣旨を尊重する」「自らの責任の下」「市政本位」などのことは、削除した方がいいのかどうか。市長部局とそれ以外の両方にまたがるような共通項目ができるかどうかということであった。
- ポイントは、それぞれ違うものをどう位置づけていくかということと、市長部局以外を拘束するというのはなかなか書きづらいところであるので、あくまでもこのように執行するよう努めるということ、準用するという描き方である。
- 例として、市長部局以外のところは、「市長と適宜意思疎通を図りながら」などの文言を入れて描くことはあり得る。そのあたりをどう描くかである。

高信委員

- 私は、第26条は、「市長以外の執行機関」という変更だけで、この文章のままでもいいと思う。
- 「市の執行機関及び市長以外の執行機関は、この条例の趣旨を尊重し」と入れた方がいいと思うし、「市長と相互に連携し」とすれば、林委員の悩みも解決すると思う。
- 「効率的で効果的な組織運営を行い、市民本位の市政の推進を担うものとする」という文章も、立派だと思った。

関谷会長

- 考え方としては、「公営企業管理者」は削除し、「市長以外の執行機関は」という形にして、言葉をいくつか省くかどうかという点はあるが、第26条をそのまま入れ込むというのが一つである。
- 「市長部局以外」を第2項に入れて、「第1項を準用するものとする」とするのも一つの案である。そのような形でいかがか。

白土委員

- 関谷会長の案に基本的に賛成である。
- 第1項の「この条例の趣旨を尊重し」という言葉は、どの条例にも関わ

犬飼委員

- ってくることなので、ここにだけ出すのはおかしい。要らないと思う。
- 今日配られた行政についての資料の1ページで、執行機関の枠の中は「首長」と「行政委員会」が別になっている。これには意味があり、例えば教育委員会のことを考えると、教育行政に関して、市長はある程度の制約がかけられている。いま議論になっている「条例の趣旨を尊重」ということに関わるが、図書館の例でいうと、教育委員会が情報を公開しなかったというところに大きな問題があると思う。そのようなことを考えると、この条例が関わってくる。
 - 協働ということもあるし、第30条で出てくる総合的な行政サービスに関しては、縦割りであるので、提言理由の2つ目に書いてあるように、窓口や担当課がバラバラで困るケースがある。このようなことは日常茶飯事ではないかと思う。
 - なぜこのような条例が必要なのか、その趣旨というのは、各条項も含めて、必要だと思う。
 - 「市長と相互に連携」というところに、「適宜意思疎通を図りながら」ということが入ってもいいと思う。
 - 「事務事業を自らの責任の下」も是非必要だと思う。
 - 「市民本位の市政の推進」は第30条にも関わることだが、必要だと思う。

関谷会長

- どの文言を削るかは少し置いておくとして、基本的にどのような趣旨を盛り込むのかということで確認したいが、今のところは、第26条を市長部局と市長部局以外に分けて2項目立てにし、基本的に現在の第26条の内容を入れる。市長部局以外は、前項を準用するという形でいいかどうかというのが、大きな枠組みの一つである。
- 組織のことであるので、もちろんこれだけでもいいが、他の自治体の条例などを見ると、例えば、先ほど職員のところに回してはどうかという意見が出た第25条第3項の「社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応する」ということを、組織運営の中に入れるという考え方もある。
- 提言書では、迅速かつ的確な対応ができるように、市長が職員を採用、登用、配置するとなっているが、組織全体として、状況に合わせて的確かつ柔軟に対応していくということ、あとは人事の問題も組織に関わることであるので、職員の項目に入れるというのも一案であるが、適正な定員管理、職員の採用、登用及び配置を適切なものにしていくということのも、組織のところに入れるという考え方もある。
- それらは他のところでいいということであれば、第26条は先ほどのようなことに限定するし、社会情勢への対応や人事に関することも盛り込んだ方がいいということであれば、それも加えた形で、改めて修正案をつくってもいいのではないかと思う。

- 第 25 条第 3 項の「研修」の部分は、職員の項目に移していいと思う。第 3 項の前段の部分を職員の項目に委ねた方がいいのか、組織の問題として規定した方がいいのか。
- 森川委員
- 関谷会長から話があった職員の研修に関しては、第 30 条に入った方がいいと思う。「効率的な組織運営を行う」とあり、そのためには、どのような人材が必要なのかということになると思うので、第 30 条に入った方が自然な気がする。
- 関谷会長
森川委員
- 第 28 条ではなく、第 30 条ということではよろしいか。
 - 「組織を整備してより良くする」という意味では、研修は第 30 条に入った方が、流れからしていいと思う。
- 高信委員
- 私は、第 28 条の「職員の役割と責務」に入った方がいいと思う。第 26 条は、「市長以外の執行機関の役割と責務」とし、第 28 条の「職員の役割と責務」に職員研修を入れるべきだと思う。
- 田中委員
- 私も、関谷会長がおっしゃるように、第 26 条を修正して「準用」という形を使うのであれば、市長部局の組織体制について、第 30 条をこちらにもってきて、第 2 項に「準用する」という書き方があるのならば、話を通るのではないかと思います。
 - 先ほど疑問に思っていたのは、「市長以外の執行機関」ということである。いろいろな話が出ていて、「準用する」という話になると、この章の最後の方に持って行ってそのような書き方をするのであればよいが、もう一つ、関谷会長の話に近い格好でやるのであれば、第 26 条第 1 項については、市長部局の組織の整備と運営について、市長の責任で行政組織のあり方を描き、第 2 項に独立機関あるいは行政委員会の組織体制について準用するという作り方であれば、第 30 条が不要になるのではないかと。むしろ、第 30 条の考え方は、残さざるを得ないものであるため、第 30 条など後ろの方ではなく、前に持ってきてもいいのではないかと思います。
- 関谷会長
- 内容的に、組織という問題でいえば、第 26 条と第 30 条は、重なっているところもある。そのあたりを、考え方としては、うまく融合させる形にして、その融合したものについて、市長部局以外もそれを準用するという形にすれば、すっきりする。
 - 職員の適正な配置と研修をどうするかは、研修は職員の項目でいいような気がするが、適正配置は組織の問題になるのではないかとも思うので、第 26 条と第 30 条を融合したところに入れ込むのも一案である。あるいは、配置は職員の問題であるから、職員のところに入れ込むという考え方もある。このあたりは、どちらにでも位置付けることが可能ではないか。
- 田中委員
- 今までの議論の整理でいえば、研修については、この条例は職員にいろいろなところで期待しているのであり、「職員の役割と責務」のところ

に研修を入れていく、あるいは自己研さんも含めて、市長がそのような機会を提供するということも入れてはどうか。

- 今後、市民の目線で行政運営を行うためには、自分が逆の立場で物事を見るという訓練も必要。そのためには、第 28 条に移した方が、新しいアイデアが出てくるのではないかと思う。

関谷会長

- 「適切な採用、登用、配置」についてはどうか。これは組織の問題としてもとらえられる。そこは分けてはどうか。
- 一案として、第 26 条に第 30 条を融合させるような形にして、そこに職員の適正配置の話も盛り込んでどうか。それを一つの条文に入れ込むのは難しいかもしれないので、そこは工夫するとして、それらの項目を第 26 条にまとめて盛り込み、それらについて、市長部局以外のところも準用するという形で整理し、文言が見えてこないとはっきりしないところもあるかもしれないので、そのような趣旨で、次回までにたたき台をつくり、皆さんにご確認いただくということによろしいか。

委員一同

(異議なし)

関谷会長

- 第 27 条、第 29 条については、保留とさせていただき、残りの時間で、職員の役割と責務のところをある程度練っておきたい。
- 第 28 条について、市民の会の皆さんからご説明をお願いしたい。

犬飼委員

(条文朗読)

関谷会長

- ここに、第 25 条第 3 項の後段の部分、職員研修等を加えた形で、第 28 条をとらえていただきたい。その上で、この第 28 条についてはいかがか。

永長委員

- 市側の対案として、第 28 条第 1 項と第 2 項は、基本的に言わんとしていることは同じである。もう少しシンプルに、「職員は、全体の奉仕者として、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に、職務に当たるものとします」と、第 1 項と第 2 項をまとめた形で提案したい。
- 第 3 項については、「自らの能力を向上させる」という文章の「能力」について、「職務遂行能力」とすべきと考えた。
- いま議論になっている研修の部分については、改めて入れるということ考えたい。

関谷会長

- いまのご提案は、第 28 条第 1 項と第 2 項を集約し、端的にご指摘いただいたものである。趣旨は、ほとんど損なわれていないと思うので、特段問題はないものと思う。
- 自己研さんについても、ご意見をいただいた。
- 研修については、主語はおそらく「市は」ということになると思うが、それをここに加えるような形で、市民の会のご提案の趣旨と、基本的には特段のずれはないものと思う。

丸嶋委員

- 非常にやる気のある市長が出てきた場合、この文章は従前の職員がなす

べき職務の姿であり、この文章が、逆にやる気のある市長の足を引っ張る根拠になるのではないかという気がする。

- やる気のある市長には、もっと職員を働かせてもらいたいし、いいまちづくりの推進役になってもらいたい。この文章は、今までどおりであるので、それでいいのかどうか。私自身も分からないが。
- 丸嶋委員の発言の意図とずれるかもしれないが、全体の奉仕者であるからと言って、やらないということにはならないので、ご心配にはあたらないと思う。
- 前回も誰かが言ったかもしれないが、「常に従来の方法にとらわれず」という部分について、前例踏襲主義がいけないというような言い方をされたと思う。私自身は、どうしてこのようにやるのかということ点を点検してから、それが良いのか悪いのかを判断していた。
- 「前例踏襲主義はいけない」と頭ごなしに言う方もいるが、行政は、少なくとも戦後 60 年以上が経過しており、その方法が良いと当時の担当が判断して実施してきたものである。それが、今の時代に合わなくなったということはあるかもしれないが、「常に従来の方法にとらわれず」というように強調されると、市民の考え方に流されていってしまうのではないかという心配も生じる。それで、行政は大きな失敗をしたこともある。もう少し良い表現はないものかと思う。
- 私の提案の仕方が良くなかったのかもしれないが、第 1 項と第 2 項をまとめて、「職員は全体の奉仕者として、市民とともにまちづくりを行う意欲を持ち、誠実かつ効率的に、職務に当たる」としており、千葉委員からご指摘のあった部分については、割愛している。
- 第 3 項の自己研さんの部分について、むしろそちらの方が問題なのではないかと思う。自己研さんの前に、第 25 条第 3 項の前段にあった「社会経済情勢、市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するために」という部分を入れて、自己研さんに努めるべきと繋げてはどうか。
- 何のために自己研さんするのかというと、市民がいろいろなアイデアを出したときに、それがかなり突拍子もないものであっても、付いてくる職員であってほしいということだろうと思う。最終的に反対するにしても、最初から頭ごなしに反対するのではなく、「今はこのような状況だから難しい」と説明できるような職員であってほしいということではないか。
- そうすると、「常に従来の方法にとらわれず」ということも、頭の中に入れてくると思う。
- 特に異論がないようであれば、そのような形に文言を修正したい。
- 「職員の役割と責務」と、第 26 条・第 30 条を加えた組織のあり方を、どう描き分ければいいのか、まだはつきりしない部分もあるので、一定のたたき台を次回までに準備し、その上で、最終的に判断をいただければ

ばと思う。

- 今日は定刻となったので、職員のところまで議論を終えたということにし、次回たたき台を提示し、改めてご確認をいただきたい。
- 次回は、第 31 条から再開し、総合計画、財政運営、監査、行政評価、政策法務、行政手続、広域連携まで、できれば第 7 章の終わりのところまで行ければ良いと思う。そのあたりまでを範囲として、ご準備をいただきたい。

事務局(企画
政策課主査)

- 次回から予備日程に入っていくが、11月20日(木)13時から、本日と同じ502会議室で開催したい。
- いまご議論いただいた点について、関谷会長と相談の上、たたき台を作成し、皆様のお手元に事前にお送りして、それを元に次回さらなる議論を重ねていただくこととしたい。

関谷会長

- 第 7 章の検討が終わった後は、どういう順序にするか。議会の項目は、もう少し後になるか。

事務局(企画
政策課主査)

- 11月の協議会の次は12月18日(木)を予定している。次回の進ちょく度合いにもよるが、前文・総則を先に検討していただくか、タイミングが合えば議会の項目についてご検討いただきたい。
- 用語の定義が定まっていない中で、ご議論いただいているので、一度全体を通して、果たしてその定義で良いかどうかを含めて、ご検討いただく必要もあろうかと思う。

関谷会長

- 状況いかんによるとのことであるので、そのような形で今後の検討を進めてまいりたい。